

地震による休業リスクも補償

'14.7 改定

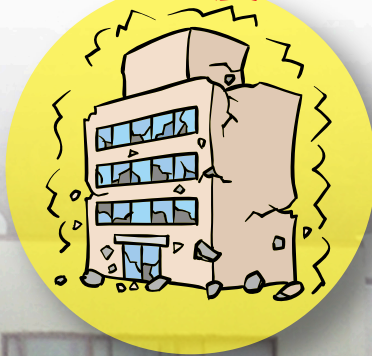


大規模災害時、
大切な事業を継続させるための保険

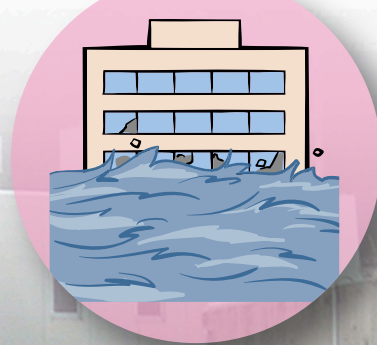
三冠王 Lite アルファ

「企業財産包括保険追加特約(三冠王 Lite用)付 企業財産包括保険」

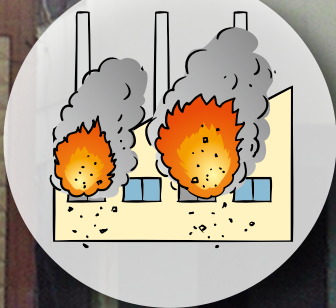
地震



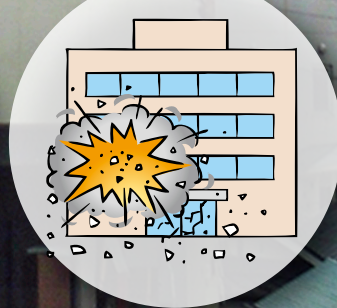
地震による津波



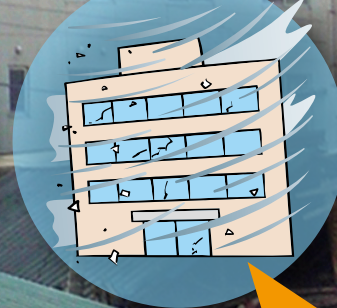
火災



爆発



風災、雹(ひょう)、雪災



建物外部からの物体の
落下・飛来・衝突等



竜巻による
損害も補償!

災害により会社が損害をうけて操業ができない。
通常営業に戻るまでにこんなに損失が!

罹災による休業損失の例

※実際に発生した休業損失の例であり三冠王 Liteαの保険金支払例ではありません。

雑貨類販売店

火災により店舗約460㎡が全焼。

休業損害: 167日間休業

43,399,324円の支払い。

美容室

台風に伴う大雨により、店舗約80㎡内に浸水被害が発生。

休業損害: 18日間休業

1,613,675円の支払い。

機械器具製造業

大規模地震により敷地内の複数建物で停電が発生。工場建物・機械設備に損害はなかったが生産ラインが停止。

休業損害: 2日間休業

217,200,000円の損害。

富士火災は、罹災による休業損失から企業を守ります!

商品概要

I. 基本契約(三冠王Lite)では、次の事故を対象とした補償を、5つのご契約プラン(注)でご用意しております。

- ①火災、落雷、破裂、爆発 ②風災、雹(ひょう)災、雪災 ③騒擾(じょう)・集団行動等による破壊行為等、給排水設備に生じた事故等による水濡れ、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等、盗難 ④水災 ⑤電氣的・機械的事故
- ⑥ ①から⑤以外の不測かつ突発的な事故

(注)ご契約プランによって補償セット内容が異なります。詳細については「三冠王Lite」のパンフレットをご参照ください。

II. 三冠王Lite アルファ では上記の基本契約に加え、これらの補償がセットされます。

休業損失等補償特約

基本契約で補償対象となる事故によって保険の対象が損害を受けた結果、被保険者に生じた休業損失および収益減少を防止・軽減するために通常要する費用を超えて支出した営業継続費用に対して保険金をお支払いします。
また、電気・ガス・水道・通信事業者の占有設備の機能が不測かつ突発的な事故によって停止または阻害された結果生じた休業損失・営業継続費用に対しても保険金をお支払いします。

地震・噴火補償特約(建物、設備・什器)

地震・噴火・これらによる津波によって保険の対象が損害を受けた場合、地震の支払限度額を上限として保険金をお支払いします。(免責金額(※)があります。)

地震休業損失等補償特約

地震・噴火・これらによる津波によって保険の対象が損害を受けた結果生じた休業損失・営業継続費用を補償します。(免責金額(※)があります)

地震・噴火補償特約、地震休業損失等補償特約の損害・損失等の額を合算し、支払限度額を上限として保険金をお支払いします。

※免責金額とは、お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

III. 地震・噴火系特約にかかわる支払限度額・免責金額

- ①支払限度額(1事故・保険期間中共通)
500万円、または1,000万円以上1億円以下の1,000万円単位で設定します。
- ②免責金額
支払限度額の2%(支払限度額が5,000万円以上の場合、支払限度額の10%を選択可能)

IV. (地震)休業損失等補償特約の支払保険金

- ① **特約保険金額** × **休業日数** 復旧期間内の売上減少高に支払限度率(注)を乗じて得た額から復旧期間内に支払を免れた経常費等の費用を差し引いた残額を限度とします。
(注)最近の会計年度1年間の粗利益の110%の額の同期間内の売上高に対する割合をいいます。
- ② **営業継続費用の額** 一回の事故につき500万円または営業継続費用の支出によって減少させることができた休業日数に特約保険金額を乗じて得た額のいずれか高い額を限度とします。

(注)地震休業損失等補償特約については、地震・噴火による財物(建物・什器等)の損害保険金と合算し、支払限度額をお支払いの上限とします。

V. 保険期間

1年契約のみとなります。

VI. ご契約上の注意点

- 1981年6月以降に建てられた「建物」またはその建物に収容される「設備・什器等」が保険の対象となります。
- 住居部分がある建物をご契約の対象とはなりません。(家計分野の地震保険の対象となります。ただし、保険の対象に建物がない場合は、設備・什器のみを保険の対象とした地震補償のご契約が可能です。(例：テナント入居事業者))
- 木造建物はご契約することができません。
- 保険の対象に、既に発生した地震・噴火・津波による損害が発生している場合は、修復が全て完了していないとご契約できません。

商品・契約内容に関するお問い合わせは… 富士火災 お客様センター 0120-228-386 <small>*携帯電話・PHSからもご利用になれます。 ●平日:午前9:00~午後6:00(年末年始を) ●土日祝:午前9:00~午後5:00(除きます。)</small>	事故の受付・ご相談は… 富士火災 セイフティ24コンタクトセンター 0120-220-557 <small>*携帯電話・PHSからもご利用になれます。 24時間・365日 受け付けております。</small>	電話番号はおかけ間違えのないように 富士火災 お客様の声室 0120-246-145 <small>*携帯電話・PHSからもご利用になれます。 ●平日:午前9:00~午後7:00 (年末年始を除きます。)</small>	弊社との間で問題を解決できない場合は… 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022-808 <small>*PHS・IP電話からは03-4332-5241 ●平日:午前9:15~午後5:00(12月30日~1月4日を除きます。) ※電話料金はお客様負担となります。</small>
--	---	---	--

このチラシは三冠王Lite アルファ の概要を説明したものです。基本契約の詳細は「三冠王Liteパンフレット」をご覧ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

お問い合わせは

富士火災海上保険株式会社

〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20
TEL.03-5400-6000(大代表)
<http://www.fujikasai.co.jp/>